

■ 研究ノート

「倫理的負荷」に見るアカウンタビリティの暴力性
— 倫理的なアカウンタビリティ履行に向けた論点の提示 —

中澤優介

目次

- I はじめに
 - II 暴力性の緩和・解体を志向したアカウンタビリティ：「レジーム」を開く
 - III 「倫理的負荷」に見るアカウンタビリティの履行：Messner(2009)より
 - IV 論点の提示：倫理的なアカウンタビリティに向けて
 - V おわりに
- 注
参考文献

▶ 要旨

倫理的であること志向することに批判を向けられることはないであろう。このように考えれば、アカウンタビリティの履行という行為も倫理的であることが求められるといえる。本稿は、暴力が作用することのない状態を一つの「倫理的」な状態だと措定したうえで、「倫理的」なアカウンタビリティとはどのようなものなのかを考察していくうえでの論点を提示するものである。

本稿の議論は、アカウンタビリティ履行が孕む暴力性を明らかにした自身の研究を始点とし、そこで志向した暴力性の緩和・解体の方策そのものに新たな暴力性の契機が潜んでいるということをMessner(2009)の議論をもとに明らかにする。そしてこの新たな暴力性の緩和・解体を考えることを通じて、倫理的なアカウンタビリティとはどのようなものなのかを探究していくうえでの論点を提示する。

▶ キーワード

アカウンタビリティ, アカウンタビリティ・レジーム, 倫理的負荷

I はじめに

倫理的であることに批判を向けられることはないであろうが、そもそもこの「倫理」や「倫理的」とはどういった意味内容・状態のことを指すのであろうか。たとえば和辻哲郎の『人間の学としての倫理学』において、倫理は以下のように定義されている。

「倫理とは人間共同態の存在根柢として、種々の共同態に実現せられるものである。それは人々の間柄の道であり秩序であって、それあるがゆえに間柄そのものが可能にせられる。倫理とは何ぞやという問いにおいて問われていることは、まさにこのような人間の道にほかならぬ。」(17頁)

この定義に基づけば、「種々の共同態」ごとに倫理としての「道」や「秩序」が存在するといえる。和辻のこの著作は中国を起源とする「倫理」という言葉の側面からこの定義を導き出しているが、英語での倫理 (ethics) との差異に関しても、結局は共同態がどのような「道」や「秩序」を志向しているのかということの違いであるといえる¹⁾から、本稿では「倫理」というものをこの定義のもと考えていきたい。

先に述べたように、倫理的であることに批判が向けられることなく、全面的に肯定されるものであれば、人間が行う様々な諸活動は倫理的であるべき(倫理的であることを志向するべき)である。それはまさに「人々の間柄」を規定するものの一つでもあるアカウントビリティの履行においても同様であるが、それでは倫理的なアカウントビリティの履行とはどのようなものであろうか。この点に関して上記の和辻の定義に従えば、「道」や「秩序」を志向したアカウントビリティの形態・在り方が「倫理的」だと考えられるが、その「道」や「秩序」としてどのようなものが指定されるのかということは一義的ではなく、その点において、「倫理的なアカウントビリティ」といったものも一義的に定義することは困難である。

したがって本稿では、「倫理的なアカウントビリティ」の定義を考える際に、暴力批判の観点を用いてみたい。ここでいう「暴力」とは殴る蹴るなどの物理的な力に見る暴力ではなく、人を管理・統治・支配する力に見られる暴力のことを指す²⁾。人を管理・統治・支配する力の暴力的側面によって、第二次世界大戦では「アウシュヴィッツ」という未曾有の悲劇がもたらされたということを鑑みれば、このような人を管理・統治・支配する力に見られる暴力が作用することのない世界といったものは、「倫理的」の範疇に入るであろう。このように「倫理的」であることを暴力が作用することがない状態だと定義するとき、この「倫理的なアカウントビリティ」とはどのようなものなのかを考察するにあたって、筆者自身のこれまでの研究(特に中澤(2016))での議論はそのようなアカウントビリティの在り方に関して一つの示唆を与えるものであると考える。中澤(2016)では暴力批判の観点からアカウントビリティの履行を考察し、会

計に基づくアカウントビリティが孕む暴力性を明らかにしたうえで、このような暴力性を緩和・解体する方策として、後述する「アカウントビリティ・レジームを開く」ということを提唱した。中澤(2016)での主張は哲学者のJ. デリダやE. レヴィナスの責任論に依拠したアカウントビリティ研究に依拠して展開しているが、デリダやレヴィナスが志向する責任とは「無限の責任」であるといえるので、中澤(2016)で志向したアカウントビリティの在り方は、國部(2017)が提唱する「無限の責任のアカウントビリティ」の一形態とも理解できるものである。

しかし、この中澤(2016)で志向したアカウントビリティの在り方を Messner(2009) が示す「倫理的負荷」という観点から捉えたとき、そこには中澤(2016)で示したアカウントビリティ履行の暴力性の緩和・解体を志向するアカウントビリティの在り方によってもたらされる新たな暴力性を見出すことができる。上述のように中澤(2016)で志向されているアカウントビリティの在り方は「無限の責任のアカウントビリティ」の一形態と捉えることも可能であるから、このことは「無限の責任のアカウントビリティ」にも暴力性が潜んでいることを指摘するものであるといえよう。もちろん、「倫理的なアカウントビリティ」が志向されるとき、このような暴力性も非倫理的なものとして緩和・解体されるべきものである。したがって本稿では、Messner(2009) が示した「倫理的負荷」という観点から、アカウントビリティ履行の暴力性の緩和・解体を志向した「アカウントビリティ・レジームを開く」ということが新たな暴力性を孕んでいることを明らかにし、その暴力性の緩和・解体に向けての可能性を検討する。そしてこのような検討を通じて、倫理的なアカウントビリティの履行にアプローチするものである。なお、本稿の構成は以下の通りである。

次節では中澤(2016)での議論をもとに、暴力批判の観点から導き出せるアカウントビリティの在り方および、そのようなアカウントビリティの実践的な導入に関しての具体的な方策について説明する。続く第Ⅲ節では Messner(2009) の議論を参照し、そこで示される「倫理的負荷」が暴力の緩和・解体を志向したアカウントビリティが孕む新たな暴力の可能性を示唆するものであることを明らかにする。第Ⅳ節では、倫理的なアカウントビリティを志向するために、前節で明らかにした暴力性の緩和・解体の方策に関していくつかの論点を示し、それぞれの論点についての考察の可能性を検討する。最後の節では本稿の総括を行う。

Ⅱ 暴力性の緩和・解体を志向したアカウントビリティ：「レジーム」を開く

本節では中澤(2016)での議論に基づき、アカウントビリティの履行が孕む暴力性を緩和・解体するにはどのようなアカウントビリティが志向されるべきなのかを説明する。以下ではまずアカウントビリティ履行が孕む暴力性とはどのようなものなのかを明らかにしたうえで、中澤(2016)においてそのような暴力性の緩和・解体の方策として志向したアカウントビリティの在り方を示す。さらに、ここで志向されるアカウントビリティの在り方は規範的なものであるた

め、そのようなアカウントビリティを実践的に実現していくための方策についても紹介する。

1. アカウントビリティ履行が孕む暴力性とは

中澤 (2016) ではアカウントビリティを「アカウントビリティ・レジーム (accountability regime)」という枠組みで捉えたうえで議論を展開しているため、その説明から始める。「アカウントビリティ・レジーム」とはアカウントビリティを履行する際の枠組みのことであり、①アカウントビリティを履行する側、②アカウントビリティを履行される側、③アカウントビリティを履行する手段という3つの要素で構成されている。なおここで重要なことは、アカウントビリティ・レジームの3つの要素全てが確定する(固定化する)ことなしに、アカウントビリティを履行することはできないということである。中澤 (2016) では主に会計を履行手段とするアカウントビリティの履行に関して、このレジームの3つの要素が固定化してしまうことに暴力性を見出している。そこで見出した暴力性とは端的にいえば「他の履行手段や他の責任の履行相手が想定されない状況下でアカウントビリティ・レジームが固定化されてしまい、その結果、説明主体が均一的な主体としてレジームのある一点に固定化され、被説明主体たる「他者」に対しても果たされるべき責任の限定的な画定が生じる」というものである(中澤, 2016, 35頁)。

たとえばアカウントビリティの履行手段として会計が設定された場合、組織内外を問わず会計に基づくアカウントビリティの履行は会計基準や制度、または組織内の規則に則ったものであり、この制度や規則は強制的なものであると同時に、強い影響力を持つものでもある。したがって、制度や規則に基づいたアカウントビリティの履行においては、他の手段によるアカウントビリティの履行というものが想定されにくくなるといえるだろう³⁾。また、先行研究(Roberts, 1991; 1996)に基づけば、会計とは「我々にとって一見避けがたく議論の余地がない我々自身や自分たちの活動のイメージを提供する」(Roberts, 1991, p. 359)のものであるので、業績評価がなされる際には会計によって示される数値や求められる数値に自分自身を投影してしまい、その数値こそが自分自身だと認識してしまうということが生じるのである。そしてこのような認識のもとでのアカウントビリティ履行においては、評価の基準となる数値を達成することやその数値に迎合するような対応をとることが絶対的なものになってしまう。このように、会計をアカウントビリティの履行手段として規定すると、他の履行手段が想定されない状況がもたらされるといえるのである。そして、アカウントビリティの履行手段として会計が用いられるとき、アカウントビリティを履行する側(説明主体)は、責任の履行として求められる会計数値において示される自己の一側面を、まさに自分自身だと規定したうえでアカウントビリティの履行を行う。Roberts(1991; 1996)の議論に基づけば、このようなアカウントビリティの履行において説明主体は、そこでの要求を内部化し、やがては自己規律的にその要求に対応するようになる。ここに、「求められる説明主体の自己を、自らアカウントビリティ・レジームの

なかに固定している」(中澤, 2016, 33頁)という形での説明主体に対する暴力を見出すことができる。つまりこのようなアカウントビリティ・レジームにおいては, 説明主体はその主体がもつ多様な側面のうち, 会計数値という一側面からの表象に過ぎない説明主体を起点としたアカウントビリティ履行が求められるのであり, そこでの説明主体においては本来あるはずの多様性は剥奪され, 会計によるアカウントビリティ履行に資する均一的な主体としてアカウントビリティ・レジームに組み込まれている。この点に説明主体に対する管理・統制的な暴力が作用しているといえるのである。それではこの「会計によるアカウントビリティ履行に資する均一的な主体」とはどのような主体だろうか。この点を考えるにあたっては, 会計とは物事を数値に置き換えることで物事を可視化するものである, すなわち透明性をもたらす技術である, ということに焦点を当てることによって, 一つの主体の在り方が見えてくる。

Roberts(2009)においては, 会計は透明性をもたらす代表的な技術でもあり, この会計によって履行されるアカウントビリティにおいては, あらゆることに十全に説明可能であるとする「透明な自己」が説明の起点として規定されている。しかし実際に説明を求められる立場に置かれるとすぐに分かるように, 本来的に説明主体は自分のことすら十全に知り得ない「不透明な自己」であるので, ここに「本来的に説明主体自身にとって不透明な自己を「透明な自己」という均一的な説明主体として固定化しようとする暴力」(中澤, 2016, 33頁)を見出すことができるのである。さらに, このような「透明な自己」という均一的に規定された説明主体を説明の起点とした場合, 説明主体が履行すべき多様な責任のうち, 限定的な範囲での責任しか果たされなくなるということが考えられる。またそもそも Hopwood and Miller(Eds.)(1994)で探究されているような会計が組織を構築するという考え方を踏まえれば, 「何らかの果たすべき責任があり, その責任を果たすために適した手段として会計やその他の履行手段が選ばれているのではなく, まず手段としての会計が存在し, その会計という手段が対応可能な範囲において, 責任が限定的に狭まった範囲でしか果たされない」(中澤, 2016, 34頁)とも考えられるのである。このような点に, アカウントビリティを履行される側(被説明主体)に対する暴力, すなわち果たされる責任が限定的に画定されてしまうという暴力を見出すことができるのである。

以上, 本項では, 中澤(2016)での議論をもとに, アカウントビリティ履行に孕まれる暴力性とはどのようなものなのかについて, 会計によって履行されるアカウントビリティに関して説明を行った。なお本項では会計に基づくアカウントビリティを取り上げたが, 注意すべきは, ここで示した暴力性は会計以外の履行手段であっても見出されるということである。会計学領域においても会計によって履行されるアカウントビリティの問題点を指摘した研究のなかには, 会計以外の履行手段によるアカウントビリティの可能性を探究しているものもある⁴⁾。しかし, 暴力批判の観点からいえば, このような会計以外の手段によるアカウントビリティであっても, それがアカウントビリティの履行手段として制度化し絶対的なものとなってしまうえば, アカウントビリティ・レジームにおいては均一的な説明主体によるアカウントビリティ履行が

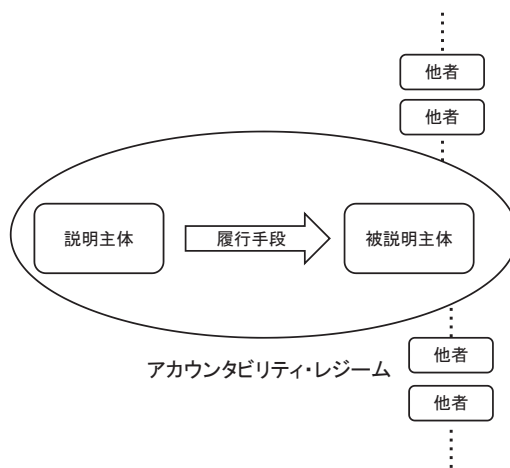
生じ、そこでは上述のような果たされる責任の限定的な画定がもたらされる。本項の冒頭でも示したように、アカウントビリティを履行するためにはレジームを構成する3要素が固定化される必要であるが、この固定化こそが暴力をもたらし契機となっているのである。そしてこのことを踏まえれば、アカウントビリティ履行という行為がもたらす暴力は、その構造上避けることができないものであるといえるのである。

2. アカウントビリティ履行が孕む暴力性の緩和・解体：レジームを「開く」ということ

前項ではアカウントビリティの履行が孕む暴力性について紹介した。このような暴力性の緩和・解体に関して、中澤(2016)ではアカウントビリティ・レジームに可変性をもたらしこと、すなわちレジームを「開く」ということを提唱した。本項ではこのレジームを「開く」ということについて説明を行う。

アカウントビリティ・レジームの在り方を図で示すと、下記の図1のようになる。アカウントビリティを履行するためには説明主体、被説明主体、履行手段の3つの要素が固定化する必要があるが、そのような固定化は被説明主体の特定という点で責任の限定的な画定を構造的にもたらすものである。結果として、図1における「他者」に対しては責任が果たされないという形で暴力がもたらされるのである。そして会計という履行手段によるアカウントビリティにおいては、前項で議論したように、会計という履行手段が絶対的なものとなるなかでの、会計的な一側面からのみの表象に過ぎない均一的な説明主体によるアカウントビリティの履行が行われるのであり、この点に説明主体に対する暴力を見出すことができるのであった。

図1 固定化されたアカウントビリティ・レジーム



したがって、このような暴力性を緩和・解体するためには、この固定化したレジームが可変

性を持つようになることが求められる。つまり、図2で示すように、レジームに「開かれる」余地をもたらすことが重要なのである。このような余地をアカウントビリティ・レジームに残しておくことによって、図1においては責任が果たされない「他者」に対しても、図3で示すようにアカウントビリティが履行される可能性が出てくるのである。

図2 可変性をもったアカウントビリティ・レジーム

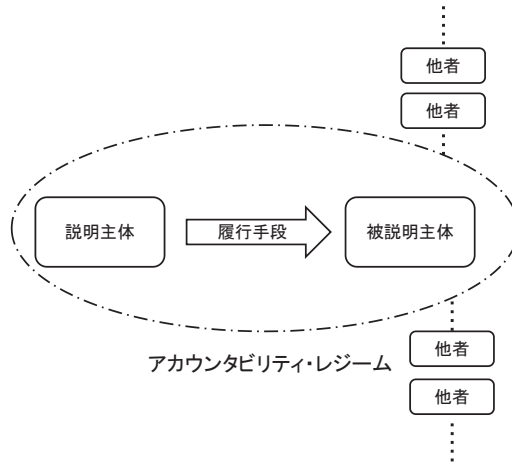
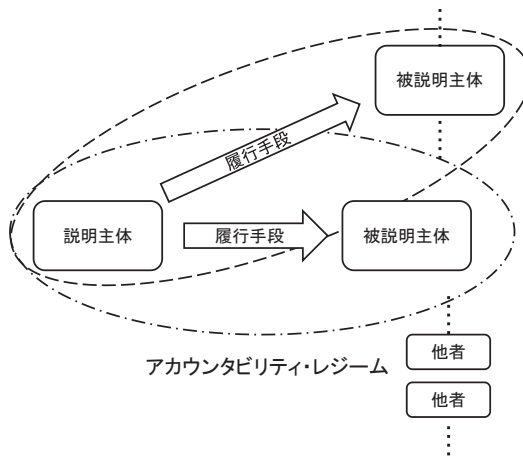


図3 新たなアカウントビリティ・レジームの形成



このようにアカウントビリティ・レジームに「開く」という余地をもたらすことによって、責任の限定的な画定といったことに起因する「他者」に対する暴力性が緩和・解体される。さらに、レジームの外の「他者」に対する責任を履行するためには、画一的な履行手段では対応

できないのであるから⁵⁾、多様なアカウントビリティの履行手段が必要となる。この点において説明主体が本来持つ多様性も保持された状態でのアカウントビリティ履行が可能になるといえ、説明主体にもたらされる暴力に関しても緩和・解体が見られるのである。

3. 複数評価原理に依拠したアカウントビリティの可能性：レジームを「開く」という実践

本節ではここまで中澤(2016)に基づき、アカウントビリティ履行が孕む暴力性と、その暴力性を緩和・解体するための方策について紹介してきた。このうち、暴力性を緩和・解体する方策として前項で説明した、アカウントビリティ・レジームを「開く」ということは、推論に基づく規範的な方策であった。しかし、アカウントビリティとは実践的な行為であるから、このレジームを「開く」ということを実際のアカウントビリティ履行という行為のなかで、具体的にどのようにして実現していくのかということも議論する必要があるだろう。

中澤(2016)ではアカウントビリティ・レジームを「開く」ということと、アカウントビリティ実践との接点に関して、「絶えず既存のレジームの外側の価値観・視点に依拠する、すなわちレジームが常に新たな価値に基づくことができるよう開かれている、ということが必要であり、それが可能となる仕組み(制度)が必要となる」とし、「制度化させないための制度」の必要性を議論している(43頁)。アカウントビリティ・レジームを「開く」ということは前項の図2および図3で示したように、多様な「他者」に対しての責任を想定しその責任を果たしていくことを意味するが、その「他者」とは原理的には無限に存在するものであり、その点においてこのようなレジームを「開く」ということで想定される責任も無限のものとなる。ここで「他者」に対する「無限の責任」をどのように果たしていくのかという議論と接点を持つことになるが、國部(2014)ではデリダの責任論に依拠しながら、この他者に対する無限の責任を前提としたアカウントビリティの履行について議論している。國部(2014)では、他者に対する無限の責任とは十全に果たすことはできないものであるとしながらも、そのような責任が「来るべきもの」として意識され想定されたなかでアカウントビリティが履行されることが必要だと示されており、責任の無限性を意識・想定したうえでの多面的な評価をもたらし具体的な制度の構築に、無限の責任を前提としたアカウントビリティ履行の可能性を見ている。ゆえに、この國部(2014)での議論に基づけば、アカウントビリティ・レジームを「開く」ことにおいても何らかの制度構築の必要性を見出すことができるであろう。しかし、たとえレジームを「開く」ための制度であっても、それがレジームの固定化をもたらしような制度になってしまうと、前項で示したような暴力性が生じてしまうのである。國部(2014)では多面的評価をもたらし制度として、GRIガイドラインやマテリアルフローコスト会計が取り上げられているが、たとえばGRIガイドラインは経済的な側面だけでなく環境や社会に関する視点も含めた多面的評価を企業にもたらしという点で経済的な一元的評価を多元化する制度であるが、今度はそのGRIガイドラインで設定される範囲内でしか多元化が実現されないということが生じ得るのである。これは

果たすべき責任の限定的な画定に繋がるものであり、「他者」に対する暴力となる。したがって、制度が常に制度として固定化しない、つまり「制度化しない」ということ、制度がそれ自体を「制度化させない」ということがその制度には前提として必要となるのである。

それではこの「制度化させないための制度」の構築によって志向される多元的な評価に関して、その「多元性」はどのようにして担保されるのであろうか。すなわち、「多元性」とは何を根拠にもたらされるものなのであろうか。この点に関して、國部(2015)での「価値多様化」の議論が参考になる。國部(2015)では value とその複数形の values を区別し、values(複数価値)の復権を管理会計の領域で検討しており、多元的な評価をもたらすためにはその評価プロセスが複数価値原理に基づく必要があることを主張している。この國部(2015)での議論に基づき中澤(2016)では、レジームを「開く」ということにおいて、「異なる価値に基づくアカウントビリティのレジームが併存することが必要だ」(中澤, 2016, 43頁)という主張に至っている。

以上のように、國部(2014; 2015)での議論に基づき、中澤(2016)ではアカウントビリティ・レジームを「開く」ということを実践のなかで実現していく方法として、「制度化させないための制度」の構築および、そのような制度のもとでの複数評価原理に基づく多元的なアカウントビリティの履行という可能性を検討している。

Ⅲ 「倫理的負荷」に見るアカウントビリティの履行：Messner(2009)より

本稿ではここまで、倫理的なアカウントビリティとはどのようなものなのかということを経験的に議論すべく、暴力が作用することのない状態を「倫理的」な状態であると措定したうえで、この「倫理的」なアカウントビリティの在り方の一つに関して、中澤(2016)での議論を紹介した。本節では Messner(2009)での議論を「倫理的負荷」という観点に焦点を当てて紹介をするが、そこで明らかになるのは、暴力性の緩和・解体を志向して中澤(2016)で提唱したアカウントビリティ・レジームを「開く」という方策そのものに、新たな暴力性の契機が存在しているということである。以下ではまず、Messner(2009)の議論がどのような視座から展開されているものなのかを明らかにするために、会計学領域におけるアカウントビリティ研究の流れを概括する。次に、Messner(2009)の議論を詳細に検討したのちに、そこで示される「倫理的負荷」という観点から中澤(2016)のアカウントビリティ・レジームを「開く」という議論を捉えたとき、そこにどのような暴力性を見出すことができるのかを明らかにする。

1. Messner(2009)の位置づけ：会計学領域のアカウントビリティ研究において

Littleton(1933)に基づけば、「時うつって十九世紀にいたるや...人は複式簿記を会計に発展せしめたのであった」(p. 368; 邦訳, 499頁)とあるように、複式簿記が会計に発展したのは19世紀以降のことであるといえる。また木村(1955)は「1880-90年代に成立したアメリカ独占資本

の確立の時期の反映として「会計学」は生成した(4頁)としており、「会計学確立の徴表として」(5頁)、初版本は1909年に出版されたH.R. ハットフィールドによる *Modern Accounting: Its Principles and Some of its Problems* を挙げている。このようなことから、会計を対象とした学問である会計学は1900年代年初頭に確立されたと考えることができるだろう。そして、1900年代初頭以降の会計学の主要な文献を歴史的に見ていくと、Woolf(1912) や Littleton(1933) においては会計記録に基づいたアカウントビリティに焦点を当てた議論は展開されていないといえるが、Paton and Littleton(1940) や Littleton and Zimmerman(1962) においては、財務的な受託責任に基づくアカウントビリティに焦点を当てた記述が見られる。したがって、財務的な受託責任に基づくアカウントビリティが会計学領域におけるアカウントビリティ研究の始点であるといえるだろう。

その後、社会問題や環境問題に対する人々の関心が高まるにつれて、「企業は市民のさまざまな社会的持分を利用している以上、財務的持分の範囲を超えた報告責任(社会的アカウントビリティ)をもつという主張」(國部, 1999, 142頁)が展開されるようになった。つまり、社会的・環境的な側面にまで受託責任を拡張した形でのアカウントビリティが企業に対して求められるようになったのである。このようなアカウントビリティに関して会計学領域では、社会や環境に関する側面にまで企業のアカウントビリティの範囲を拡張する必要があるのか、そしてそのような拡張に際して会計はどのような役割を担うことができるのか、ということが研究されるようになった(Gray *et al.*, 1987; Gray, *et al.*, 1996など)。

さらに、会計学領域の社会学・哲学的なパースペクティブに基づいた研究⁶⁾においては、会計に基づくアカウントビリティの履行における問題点を指摘した研究も行われるようになり、第Ⅱ節で言及したように会計以外のアカウントビリティの履行手段を探究した研究も展開されている。また、このような研究のなかにはアカウントビリティの履行において果たすべき責任として、哲学者のE. レヴィナスやJ. デリダの責任論に基づいて、受託-委託の関係に依拠する受託責任を超えた、「他者に対する無限の責任」を想定しているものも存在しており、本節で取り上げる Messner(2009) もこのような研究に位置付けられる⁷⁾。

なお、このような哲学的な責任論に基づいたアカウントビリティ研究も含め、Messner(2009)が他のアカウントビリティ研究と一線を画している点として、この研究が説明の起点として「不透明な自己」を規定している点を挙げることができるであろう。ここまで見てきた財務的な受託責任に焦点を当てた研究や、その後の社会的・環境的側面にも範囲を拡張した受託責任に焦点を当てた研究、そして会計以外の履行手段に依拠したアカウントビリティを探究した研究においても、アカウントビリティ履行の説明の起点には「透明な主体」、つまり求められるアカウントビリティの要求に対して十全な説明を行う(行うことができる)主体が与件として規定されていたといえるのである。この点に関して Messner(2009) は哲学者のJ. バトラーの著作(Butler(2005))での議論に基づき、主体(自己)とは本来的に不透明であり、それゆえに自分自

身のことを十全に説明することはできないという「不透明な自己」を説明の起点に規定し、そのような「不透明な自己」によるアカウントビリティ履行の在り方に関して考察を展開している⁸⁾。

それでは、この Messner(2009) では「不透明な自己」を起点としたアカウントビリティとして、どのようなものが志向されているのだろうか。次項では Messner(2009) の議論を詳細に検討する。

2. アカウントビリティの「限界」を認識する：Messner(2009) の議論

Messner(2009) の問題意識は、「マネジャーや企業が果たすアカウントビリティに対する要求の高まりが近年定期的に言及されている」なかで、「アカウントビリティが高まることは、常にそして明らかに望ましいことなのか」という部分に存在する (p. 918)。つまり、昨今のアカウントビリティに対する要求の高まりとはアカウントビリティを履行する側に対して説明を期待することを意味しているが、このような期待は「説明を行うことを期待されている人や組織に対して倫理的に問題がある」(Messner, 2009, p. 918) と考えられるのである。そしてこのような倫理的に問題があるアカウントビリティの履行は、Butler(2005) でいうところの「倫理的暴力」に変化する可能性があるとし、そのような変化を防ぐためにアカウントビリティにはある種の「限界」が存在するというのを認識することが必要だと主張している (Messner, 2009, p. 918)。なお、ここでいう Butler(2005) での議論から引用された「倫理的暴力」とは、哲学者の T.W. アドルノによって示され、バトラーに引き継がれたものであり、規範や倫理が孕む暴力性のことを意味する。規範や倫理のような普遍的なものを個人が引き受ける(我有化する)ことができないとき、そのような規範や倫理がその個人の権利を無視し蹂躪するという形で表れる暴力である。つまり、説明(アカウントビリティの履行)を期待することはやがて「倫理という名のもとに、正当化することが難しいあるいは不可能なことを強制的に説明主体に説明させ、この点において説明主体に「暴力」として作用する」(p. 918) ように変化するという形で説明主体に倫理的暴力がもたらされると Messner(2009) は考えるのである。

では、ここで Messner(2009) が認識すべきだとする「アカウントビリティの限界」とはどのようなものであろうか。この点に関して Messner(2009) は、この「限界」とは「アカウントビリティを果たすことが非常に困難あるいは不可能である状況下で、説得力ある説明を期待される説明主体にアカウントビリティが課されるという負荷によって生じる」(p. 919) ものであるとしているが、そもそもアカウントビリティを果たすことが困難であったり不可能であったりする状況が生じるのは、説明主体が本来的に「不透明な自己」だからである。つまりこの「アカウントビリティの限界」とは Butler(2005) で主張されるような、主体(自己)の不透明性に起因するものなのである⁹⁾。そして Messner(2009) は、「説明を行い説明を要求するという行為は... 他者に自らの行動に対する正当性の付与を強制するときには、アカウントビリティのこの限界

に気付く必要がある」(p. 919) として、アカウントビリティの履行においては、説明主体は本来的に不透明であり十全な説明ができないのだから、過度にアカウントビリティを要求してはいけないという主張が展開される¹⁰⁾。

以上のような主張および、あるべきアカウントビリティ履行の在り方をより実践的な観点から探究するというスタンス¹¹⁾ から Messner(2009) は、「倫理的負荷」という観点からアカウントビリティの履行を分析し、この負荷を低減するようなアカウントビリティの在り方を考察していく。デリダの「決断」や「判断」の概念などに依拠しながら、Messner(2009) は「合理的な論証」すなわち計算可能な手段によって説明を行うことには限界が存在すると主張する (p. 925)。そして、このような合理的な論証という手段の限界を超えて「アカウントビリティの領域を拡張するなら、合理的に扱うのが困難もしくは不可能であるものを説明する義務がある限り、主体に対して「倫理的負荷」をもたらす結果となる」(Messner, 2009, pp. 925-926) ということが示される。そして、このような「倫理的負荷」の観点からアカウントビリティの履行を捉えたとき、この負荷を低減するために問題となってくるのは、「個人が従うのはどのようなタイプの言説であるのかというよりも... アカウントビリティの絶対的な総量」(Messner, 2009, pp. 929) なのである。このような観点から、Messner(2009) は説明手段の多様性を志向するアカウントビリティに対して下記のような批判を展開している。

「アカウントビリティの多様性は責任ある主体に対して何を示唆するのだろうか？ アカウントビリティの多様性は、特定の支配的な真実の体制が課す倫理的負荷から責任ある主体を解放するだろうか？ このことは複数性がどのように実践に導入されるのかに依存するだろう。もし責任ある主体が説明方法に関して複数の代替案をもつということが複数性を意味するなら、アカウントビリティの履行は利用可能な真実の体制が一つだけの場合ほどは倫理的負荷が大きくないのは明らかであろう。しかしながら、もし複数性がアカウントビリティに対する複数の要求に変換される... なら、説明が一つの形態で一人の聞き手のみに提供されなければならない場合よりも、倫理的負荷は実際、大きなものになるだろう。」(p. 931)

「もし説明することを欲するなら、疑義を持たれ得ないような真理の体制に従うときにのみ、主体は責任ある存在となる。「どのように」バランスをとったり取引をしたりすべきなのかを知らずに、もし複数の真理の体制に基づくアカウントビリティのいくつかと同時に対応しなければならないなら、様々な真理の体制にアカウントビリティを拡張することは、主体にとって倫理的負荷となる。」(p. 933)

上記の引用における「真理の体制」とは、説明主体が説明の際に依拠する規範のようなものとして理解することができる。前節でも取り上げた國部(2015)では、複数価値原理に基づく評価プロセスについて議論しているが、そこではマテリアルフローコスト会計の企業への導入事

例を通じて、環境という評価原理と経済という評価原理を連携させるのではなく、環境と経済という異なる価値を併存させた評価プロセスを構築すべきという主張がなされている。組織内部の評価プロセスにはアカウントビリティが伴うことから、このような評価プロセスの構築においては、環境に配慮するという「真理の体制」と経済的利益を追求するという「真理の体制」に基づくアカウントビリティの両方の履行が必要になるだろう。しかし、Messner(2009)のここでの主張は、まさにこのような複数の「真理の体制」に基づくアカウントビリティを履行することこそが、説明主体にとって倫理的な負荷となる、ということを示しているのである。

Messner(2009)はこのようなアカウントビリティに対する要求が多様である(複数の「真理の体制」に依拠する)ことに起因する倫理的負荷が生じる原因として、「責任ある主体は様々な要求において起こり得るコンフリクトに対処しなければならない」(p. 931)ということを理由として挙げている。つまり上述の國部(2015)での議論に基づいて述べれば、環境に配慮するという「真理の体制」と経済的利益を追求するという「真理の体制」に基づくアカウントビリティの要求に対して、両者の異なるアカウントビリティのバランスをとり、コンフリクトを回避する(あるいは最小限に抑える)ことが説明主体には求められるが、どのようにすればバランスがとれるのかということは明確なものではないので、そのような要求が倫理的負荷となるのである。

ここまで見てきたように、Messner(2009)ではアカウントビリティの履行を倫理的負荷という観点から捉え、多様なアカウントビリティが要求されることが説明主体にとって倫理的負荷となるということを主張していた。この倫理的負荷を低減するためには、究極的にはアカウントビリティの履行を回避する(説明をしない/拒否する)ということが考えられる¹²⁾が、このようなことは現実的にはあり得ない¹³⁾。したがってアカウントビリティを履行するなかでの倫理的負荷の低減ということが考察されるが、そこでは「倫理的ギャップ(ethical gap)」という観点が用いられている。この「倫理的ギャップ」とは端的に言えば、アカウントビリティに対する要求と説明主体が提供できるものとの間にギャップが生じるときの倫理的負荷のことを指している。Messner(2009)ではこの「倫理的ギャップ」の観点から、上記の倫理的負荷を低減するための方策として3点を挙げている。それは、利害の衝突を減らすこと、責任を共有すること、感受性を養うことである。

利害の衝突を減らすことに関しては、「ほとんど余地のない形でアカウントビリティを定義してしまう」(Messner, 2009, p. 934)ということおよび、ステイクホルダーの利害を「予め束ねる」(Messner, 2009, p. 935)ということが挙げられている。前者のような方策は、多様なアカウントビリティの要求のうち、対応するアカウントビリティの形態を明確に限定してしまうということの意味する。また後者は、たとえば環境配慮と経済的利益追求という相反する利害があった場合は、環境に配慮することが長期的には経済利益の追求にも繋がる、という形で利害をまとめることを意味する。次に責任を共有することに関しては、「初めから意思決定のプロセスに説明の受け手を巻き込む」(Messner, 2009, pp. 935-936)ということが挙げられている。これはそも

そもアカウントビリティの履行に対する要求をなくすことを意味する。最後の感受性を養うこととは、アカウントビリティの衝突やアカウントビリティの曖昧さに対しての感受性を養うということの意味する。このような感受性を養うための一つの方法として Messner(2009) は、「容易には管理可能にならないかもしれない物事が存在する、ということを理解すること」(p. 936) を挙げている。

3. 「倫理的負荷」に見るレジームを「開く」ことの暴力性

前項では Messner(2009) の議論を詳細に検討することを通じて、「倫理的負荷」という観点からアカウントビリティ履行を捉えたときどのような在り方が志向されるのか、そして「倫理的負荷」を低減するためにはどのような方策が考えられるのかということを明らかにした。本項では Messner(2009) の議論を前節で見してきたアカウントビリティ履行が孕む暴力性の視点から捉え、アカウントビリティ履行の暴力性を緩和・解体する方策として中澤 (2016) で示したアカウントビリティ・レジームを「開く」ということがまさに新たな暴力性をアカウントビリティ履行に招来するものであるということを示す。

そもそも中澤 (2016) では、アカウントビリティをアカウントビリティ・レジームという枠組みから捉え、レジームの固定化が条件となるアカウントビリティ履行は構造的に説明主体の均一化や「他者」に対する果たされるべき責任の限定的な画定がもたらされるものであり、そこに暴力性を見出していた。そして、この暴力性を緩和・解体するためには、アカウントビリティ・レジームを「開く」ことができるよう、レジームに可変性を残すことが必要であり、そのためには「制度化させないための制度」の構築が必要であるという主張を展開していた。そして、このようなアカウントビリティ履行の暴力性の緩和・解体の方策を実践において実現していくためには、上記のような制度の構築および複数価値原理に基づく評価プロセスを前提とした多元的なアカウントビリティが必要であるとするものであった。たとえば経済的な価値にのみ依拠した評価プロセス(組織内部における利益額に基づく業績評価や、財務諸表による企業評価など)にのみ依拠していたのでは、その評価プロセスに基づくアカウントビリティ・レジームにおいては、説明主体は履行手段によって規定される均一的なものとしてしかアカウントビリティを履行し得ず、それに伴って被説明主体が果たされる責任もその履行によってアカウントビリティが果たされる範囲に限定的に画定されてしまうということが生じる。これがアカウントビリティの履行において説明主体や被説明主体にもたらされる暴力なのであった。ゆえに、経済的な価値にのみ依拠した評価プロセスに固執するのではなく、それとは全く異なる価値原理に基づいた評価プロセス(組織内部における CO₂排出削減量に基づく業績評価や、CSR 報告書による企業評価など)も併存させることで、アカウントビリティを履行する側は均一的な説明主体として規定されることがなくなるし、アカウントビリティを履行される側においても、より多様な「他者」が被説明主体となる可能性が開かれるのである。

しかし Messner(2009) で示される「倫理的負荷」という観点からアカウンタビリティを捉えたとき、まさにこのような複数の価値原理に基づくアカウンタビリティが、説明主体にとっては暴力性を招来するものになってしまうのである。上記の例に基づけば、利益額や財務諸表による評価だけでなく CO₂排出削減量や CSR 報告書による評価も説明主体には求められるのであり、これは多様なアカウンタビリティの履行に結びつく。そして、このような多様なアカウンタビリティの履行において、被説明主体は多様であり、また利益額向上を追求することと CO₂排出削減を追求することは複数価値併存という観点からは相容れないものであり、このようなことからそれぞれの価値原理に依拠したアカウンタビリティ同士が衝突しコンフリクトをもたらす可能性が存在する。説明主体にはそのコンフリクトの調整や回避が求められるが、その方法が明確ではないなかでそのようなことを行いその責任を負うということは、説明主体にとっては大きな「倫理的負荷」となる。そしてこのような「倫理的負荷」も、説明主体にもたらされる暴力として見なすことができるだろう。

以上のように、複数価値原理に依拠した多様な手段によるアカウンタビリティの履行とはそもそもアカウンタビリティ履行が孕む暴力性を緩和・解体するための方策であるにもかかわらず、そのようなアカウンタビリティの履行が、今度は「倫理的負荷」という暴力として説明主体にもたらされるのである。ここに、アカウンタビリティ・レジームを「開く」ことの暴力性を見出すことができる。

IV 論点の提示：倫理的なアカウンタビリティに向けて

冒頭で述べたように本稿では、暴力が作用することのない状態を「倫理的」な状態の一つと措定し、倫理的なアカウンタビリティとはどのようなものであるのかについて議論を展開してきた。したがって、Messner(2009) の「倫理的負荷」という観点から明らかになったアカウンタビリティの暴力性に関しても、その緩和・解体を志向し、そのためにはどのような方策が考えられ得るのかということを議論していくことが妥当であろう。したがって本節では、このような暴力性の緩和・解体を探究するという議論の方向性のなかで見出されるいくつかの論点を示し、それらの考察の可能性を検討していく。

前節でも見たように、Messner(2009) ではアカウンタビリティの要求の高まりに対する疑義が存在した。つまり、アカウンタビリティの要求が過剰なものとなることを危惧し、そのような過剰な要求が説明主体にとっては「倫理的負荷」となるため、アカウンタビリティの履行には「限界」が存在するということを認識すべきだという議論が展開されているのである。Messner(2009) が疑義を示したこのアカウンタビリティに対する要求の高まりという動向は、今日においても続いている。それではなぜ、アカウンタビリティに対する要求は高まり続けるのであろうか。まずはこの点を糸口に考察を進めていきたい。

この点を考えるうえでまず理解しておかなくてはいけないのは、アカウントビリティの履行は責任の履行に繋がっている、ということである。正確に言えば、責任を履行するための方法としてアカウントビリティの履行という行為が存在する、ということである。Bovens(2007)はアカウントビリティの端的な表現として「自身の行為を説明し正当化するという義務」(p. 450)だと述べている。企業と株主との関係に当てはめれば、企業は株主に対して自身の経営活動を説明し正当化する義務があるということであるが、ではなぜそのような義務があるのかといえ、その根底に責任が存在するからである(この二者間の関係性でいえば、株主からの出資に対する受託責任)。このように責任とアカウントビリティの間には、責任を履行するための方法としてのアカウントビリティの履行という関係性が見て取れるが、ここで「責任」という概念が広範囲に渡る非常に曖昧なものであることに留意する必要があるだろう。企業と株主との間に存在する受託責任のように、法律や制度によって明文化・明確化されている(することが可能な)責任がある一方で、制度や規則にもなっていないが明確に認識される責任といったものも存在する(たとえば、道端で倒れている人がいれば声をかけ適切な対応をするであろうし、電車やバスなどで幼児を連れた母親がいれば優先的に座席を譲るであろう)。このように責任は規則化や法律化された範囲を超えて、規範や倫理といった次元でも存在するものなのである。

このようなことを踏まえれば、アカウントビリティに対する要求が高まり続けているということは、アカウントビリティの履行という行為では責任という曖昧で非常に広範囲に及ぶものを果たし切れないということに起因していると考えられることもできるだろう。そして、その果たし切れない責任を何とか果たそうとすることの帰結として、多様なアカウントビリティの履行に伴う「倫理的負荷」が説明主体にもたらされるのであるとすれば、アカウントビリティで履行できる責任と、アカウントビリティで履行することのできない責任があるということを区別するという考え方が適切なものかもしれない。

この責任の区別という点に関して増子(2018)では、責任を「負担責任」と「応答責任」に区別したうえで、なぜ企業に対するアカウントビリティの要求が高まり続けているのかということとを議論している。増子(2018)での議論に基づけば、会計によって履行されるアカウントビリティにおいては、そこで履行される責任とは計算可能なものであり、責任の帰属やその分担といったものが明示的なものに限定されてしまう(「負担責任」の履行)。しかし責任とはこのような計算可能なものに還元できるものばかりではないので、そのような計算できるものに還元不可能な責任(「応答責任」)と履行されるアカウントビリティとの間に乖離が存在するということが起因して、アカウントビリティの履行に対する更なる要求もたらされているのだと主張している。

第Ⅱ節で示したアカウントビリティ・レジームを「開く」ことの具体的な方策として挙げた複数評価原理に基づく多面的なアカウントビリティの履行とは、まさに計算可能な責任の履行である¹⁴⁾。つまり増子(2018)の議論を踏まえれば、本来は「応答責任」として存在する責任に

対しても、「負担責任」に対する履行方法で対応してしまうということが生じるのである。そしてそのような対応には限界が存在するにもかかわらずそのような履行方法で対応しようとすることによって、説明主体に「倫理的負荷」がもたらされるのである。したがって、説明主体にもたらされる「倫理的負荷」を低減するためにも、「負担責任」を履行するためのアカウントビリティとは異なる形態によって「応答責任」を履行していくことが志向されるべきである。このようなアカウントビリティの履行に関して、増子(2018)での議論に立ち戻れば、そこでは「主観的な判断を証言するものとしてのアカウントビリティ」が提唱されている(第6章)。このアカウントビリティの形態とは端的に言えば、説明主体が自身の主観に基づいて(つまり責任履行の在り方を規定する法や規則などに依拠することなく)責任の履行について判断を下し、アカウントビリティを履行するというものである。しかしこのような「主観的な判断を証言するものとしてのアカウントビリティ」は、説明主体に対して主観的な判断を求めるため、結局はこのようなアカウントビリティの履行も説明主体にとって「倫理的負荷」をもたらし可能性を有するものである。

このように、責任をアカウントビリティで履行できるものと、アカウントビリティで履行できないものとに区別し、後者のような責任を履行することができるアカウントビリティの形態を志向したとしても、そのようなアカウントビリティの形態も説明主体に「倫理的負荷」をもたらし可能性が存在するといえる。それでは、より根本的な観点に立ち戻って、責任を履行するためにアカウントビリティを履行するということの妥当性から検討していく必要があるのだろうか。

この点に関しては、堀口(2013)の議論を参考にすることができるだろう。堀口(2013)では、公共性論に対して環境会計という視点から議論していくことの限界を主張している。つまり、近年展開されている公共性論に対して会計学領域では環境会計の可能性が議論されているが、そもそも会計とは「国家統制や市場経済に基礎を置く」ものであるのに対して、公共性論とは「市民」の公共性に関するものなのであり、環境会計という視点から公共性を議論することは、議論される内容が環境会計という枠組みのなかに「不当に還元」されてしまうことを意味し、「現在の公共性への意識の高まりとの間に、大きな「期待ギャップ」を生み出す可能性があると言える」¹⁵⁾のである(堀口, 2013, 206頁)。この堀口(2013)の議論の構造を本節のこの議論に適用すれば、そもそも責任の履行をアカウントビリティの履行に還元すること自体が不適當だといえるのかもしれない。碓氷(1995)によればアカウントビリティの原初的な形態として、政治的アカウントビリティ、財務的アカウントビリティ、法的アカウントビリティの3形態を挙げることができる(63頁)が、碓氷(1995)で示されるこれらのアカウントビリティの形態はいずれも、責任の履行(アカウントビリティの履行)において「何をなすべきか」ということが明示的である。つまり、アカウントビリティとは責任を履行する手段ではなく、より限定的に、そもそも画定(あるいは確定)することができる責任を履行する手段だと定義する方が

正しいのかもしれない。そしてアカウントビリティが本質的にそのようなものであれば、まさに責任の履行を求める側と実際に履行されるアカウントビリティとの間の「期待ギャップ」が埋められることはないのである¹⁶⁾。

このように考えれば、アカウントビリティの履行という方法以外で責任を履行していくことが求められるが、それがどのようなものとなるのかを探究することは、アカウントビリティに焦点を当てた研究である本稿の議論からは大きく逸脱するものになる。したがって以下では、アカウントビリティ履行による責任の履行を前提としたうえで、「倫理的負荷」として説明主体にもたらされる暴力の緩和・解体に関する方策に関して考察していきたい。

ここで Messner(2009) の議論に立ち戻ると、アカウントビリティに対する要求が多様である(複数の「真理の体制」に依拠する)ことに起因して倫理的負荷が生じることに関しては、「この負荷を個々の組織やマネジャーに完全に負わせてしまうことは、アカウントビリティのコンフリクトをより包括的に社会政治的に熟慮する必要性を無視することである」(p. 932) とし、「利害の衝突を解決することは、政治的なタスクだと考慮されるべきである」と述べている。このような Messner(2009) の指摘は、多様なアカウントビリティの要求のバランスをとりそれらの衝突によるコンフリクトを回避することの責任は説明主体個人に帰属されるべきではなく、その調整やコンフリクトの回避のための方法を社会全体として十分に議論しながら考えていく必要があるということを示唆したものであると読み取ることもできるであろう。社会的な合意のもとで多様なアカウントビリティのバランスがとられるということは、つまりアカウントビリティ履行の在り方に関して、社会全体で何らかの取り決めがなされるということであり、そのような取り決めは制度や法が担保することになる。このように多様なアカウントビリティの履行の在り方に関して何らかのルールを定めることによって、説明主体はアカウントビリティの履行において生じるコンフリクトを調整する必要がなくなり、Messner(2009) のいう「倫理的負荷」も低減される。

しかしここで中澤(2016)の議論に立ち戻れば、アカウントビリティ履行の在り方に関する制度や法に依拠してアカウントビリティを履行するだけでは、アカウントビリティ・レジームは可変性を持たないのであり、その帰結は第Ⅱ節で示したような、説明主体や「他者」に対する暴力の作用であった。したがって、中澤(2016)を踏まえれば、多様なアカウントビリティの在り方に関する制度を「制度化させないための制度」とすることが重要になってくるだろう。つまりそのような制度の構築を通じて、多様なアカウントビリティの履行の在り方を決める社会的な合意形成の場が定期的に設定され、その履行の在り方も合意に基づいて定期的に変化していく、ということが求められるであろう。

V おわりに

本稿では、暴力が作用することのない状態を「倫理的」な状態の一つと措定し、倫理的なアカウントビリティとはどのようなものであるのかについて議論を展開してきた。暴力批判の観点からアカウントビリティ履行が孕む暴力性の緩和・解体を志向した中澤(2016)での議論に基づきながら、そこで志向される暴力性の緩和・解体の方策が、新たな暴力性の契機となる可能性があるということ Messner(2009)の「倫理低負荷」という観点から明らかにした。そして第IV節ではその新たな暴力性の緩和・解体を志向するときに見出されるいくつかの論点を示し、それらの考察の可能性を検討した。そこでは主に三つの論点を提示したが、このうち、アカウントビリティの履行とは別の手段による責任の履行を志向していくという議論の可能性を除けば、残り二つの論点はいずれも、アカウントビリティの履行は暴力性を孕むということを前提としつつ、その暴力性になるべく低減されるようなアカウントビリティの履行を志向するものであった。

冒頭でも示したように、アカウントビリティとは「人々の間柄」を規定するものでもあり、その点でアカウントビリティ履行という行為は、人と人とが互いに関わり合っていく以上、必然的な行為であるといえるだろう。そのように考えれば、第IV節で示した三つの論点のうち、アカウントビリティ履行が孕む暴力性を前提としたなかでの、暴力性が低減されるアカウントビリティを志向した二つの論点に基づく議論を今後深化させ、倫理的なアカウントビリティとはどのようなものかということを探究していくことが必要であろう。倫理的であることに批判を向けられることはないであろうから。

注

- 1) “ethics”の語源を古代ギリシアに求めるとき、倫理学を体系的に示した最初の書としてアリストテレスの『ニコマコス倫理学』が挙げられるが、そこでは「よく生きること」が志向されている。これも和辻(2007)のいう「道」の一つとして理解することも可能であろう。
- 2) 上野(2006)では暴力にはヴァイオレンスとゲヴァルトという2つの側面があるとしており、この区別に従えば、前者のような暴力はヴァイオレンス、後者のような暴力はゲヴァルトとして区別することができる。
- 3) この点に関して、開示方法や記載内容が制度的に明確に規定されている財務諸表を通じたアカウントビリティの履行に関して、その開示や記載の内容が投資家や株主にとって有用であるのかということよりも、制度や基準に則したか否かということに焦点が当たりがちであるということは、このことの証左たり得るであろう。
- 4) たとえばRoberts(1991)では会話(talk)が、そしてRoberts(1996)では対話(dialogue)が、Boland and Schultze(1996)では文書記述情報といった履行手段の可能性が検討されている。
- 5) たとえば企業の多様なステイクホルダーのうち、株主や投資家には主たるアカウントビリティの履行手段として財務諸表が用いられるが、消費者や地域住民にはCSR報告書など、別の手段によるアカウントビリティの履行手段が適用される。

- 6) このような研究は、*Accounting, Organizations and Society* 誌(1976年創刊)や、*Accounting, Auditing and Accountability Journal* 誌(1988年創刊)、そして *Critical Perspectives on Accounting* 誌(1990年創刊)といった学際的会計研究が中心に掲載されるジャーナルを主として展開されてきた。
- 7) 「他者に対する無限の責任」を想定している研究としては、Messner(2009)の他に Roberts(2009)や McKernan(2012)などが挙げられるが、このような無限の責任に依拠したアカウンタビリティの形態については、國部(2017)において包括的な議論が展開されている(國部, 2017, 第2章)。
- 8) この点に関して、第Ⅱ節で言及した Roberts(2009)も Messner(2009)と同様に Butler(2005)の議論に依拠し、アカウンタビリティ履行の起点として「不透明な自己」を規定している。なおこれら2本の論文は、*Accounting, Organizations and Society* 誌の同じ号に掲載されている。Roberts(2009)での議論については、中澤(2012)において解題を行っているので、そちらを参照されたい。
- 9) なお、Messner(2009)では「アカウンタビリティの限界」は、「(1)自分自身にとって不透明であること、(2)説明の受け手に不可避的に曝されていること、そして(3)説明を媒介する道理の形態、において見られる」(p. 925)としているが、Butler(2005)での議論を踏まえれば、これらはすべて「不透明な自己」という要因に集約できるものだといえる。
- 10) Messner(2009)ではこのように Butler(2005)での自己の不透明性に関する議論をもとに、過度のアカウンタビリティを要求してはいけないということを主張しているが、このような Butler(2005)の議論の解釈に対しては批判的な意見も存在する。國部(2017)は Messner(2009)に関して、「自己がアカウンタビリティを提供する側面よりも、企業や管理者などの他者が過剰なアカウンタビリティを要求することが結局は機能不全を招来することを批判しており、その意味で自己が十分に説明できないことを主張したバトラーの議論を意図的に転倒させている面があることには注意しなければならない」(67頁)と指摘している。本稿では紙幅の関係上、詳細な議論をここで展開することはできないが、Messner(2009)では他者からのアカウンタビリティに対する要求が倫理的暴力に変化するという論理で議論を展開しているが、Butler(2005)において示される倫理的暴力とは、主体が自分自身を透明な自己という理想像(規範)として想定してしまうことによって、主体が主体自身にもたらす暴力なのであり、この点においてアカウンタビリティの要求が倫理的暴力に変化するとした Messner(2009)は、國部(2017)が指摘するように Butler(2005)の議論を拡大解釈しているといえるであろう。ただし、このような解釈に関する誤りがあったとしても、本稿での議論の対象となる部分に関しては大きな影響はない。
- 11) Messner(2009)では、アカウンタビリティが孕む社会政治的・倫理的問題に焦点を当てた会計学領域における先行研究のうち、Shearer(2002)を「実用本位的なアプローチ」を採用しており、「実務的な解決策の必要性を考慮に入れている」ために「最も進んだものである」という評価を与えている(Messner, 2009, p. 924)。
- 12) Messner(2009)はアカウンタビリティを回避することに関して説明主体にとって「非倫理的ではないかもしれない」(p. 934)とし、倫理的な観点からは肯定している。
- 13) Messner(2009)では、フランスのレストランに対する格付け評価に起因するシェフの自殺の事例を取り上げながら、説明主体は望むと望まざるにかかわらず、アカウンタビリティに曝されているということが示されている。つまり、説明を回避するということは、それ自体、「説明を回避する」というアカウンタビリティの履行として捉えられてしまうのである。
- 14) ここでいう「計算可能」とは、単に「数値に還元可能である」ということを超えて、その対象の範囲を明確に特定(限定)することができる、という意味も含んでいる。本文においても既に示したように、アカウンタビリティの履行はそれ自体、責任の特定(限定的な画定)が構造的に必要なので、この複数評価原理に基づく多元的なアカウンタビリティの履行も、どのような価値に依拠するのにかかわらず、「計算可能」な責任の履行に留まるのである。
- 15) ここで堀口(2013)がいう「期待ギャップ」とは、監査論文脈での「監査の具体的な実践と、その役割への期待との間のギャップを疑問視して指摘されてきた概念」ではなく、環境会計の「具体的な実践と、その役割への期待との間のギャップを疑問視するために用いている」ものである(218頁)。

- 16) なお堀口 (2013) では、公共性への意識の高まりと環境会計の実践との間の「期待ギャップ」を生み出さない会計研究の在り方の一つとして、「既存の会計学の理論的枠組みを駆使して環境問題へ取り組みよう」とするのではなく、人間と自然環境とが「調和の取れた世界の中で、結果として会計や計算システムが持つ何らかの意味や特徴を捉えよう」とするという在り方を示唆している(212頁)。ただし堀口 (2013) はこのような「期待ギャップ」が拡大することに関して、「自然環境の公共性という問題設定自体、極端に飛躍した議論であったこと」(216頁)を踏まえれば「そこに何を案ずることもないであろう」(215頁)という立場をとっている。

参考文献

- Boland, R.J. and Schultze, U. (1996) "Narrating accountability: Cognition and the production of the accountable self", in Munro, R. and Mouritsen, J. (Eds.), *Accountability: Power, Ethos & the Technologies of Managing*, Institutional Thompson, pp. 62-81.
- Bovens, M. (2007) "Analysing and assessing accountability: A conceptual framework", *European Law Journal*, Vol. 13, No. 4, pp. 447-468.
- Butler, J. (2005) *Giving an Account of Oneself*, Fordham University Press. [佐藤嘉幸, 清水知子訳 (2008) 『自分自身を説明すること』月曜社。]
- Gray, R., Owen, D. and Adams, C. (1996) *Accounting & Accountability: Changes and Challenges in Corporate Social and Environmental Reporting*, Prentice Hall. [山上達人監訳, 水野一郎, 向山敦夫, 國部克彦, 富増和彦訳 (2003) 『会計とアカウンタビリティ: 企業社会環境報告の変化と挑戦』白桃書房。]
- , Owen, D. and Maunders, K. (1987) *Corporate Social Reporting: Accounting and Accountability*, Prentice/Hall International. [山上達人監訳, 水野一郎, 向山敦夫, 國部克彦, 富増和彦訳 (1992) 『企業の社会報告—会計とアカウンタビリティ』白桃書房。]
- Hopwood, A.G. and Miller, P. (Eds.). (1994) *Accounting as Social and Institutional Practice*, Cambridge University Press. [岡野浩, 國部克彦, 柴健次監訳 (2003) 『社会・組織を構築する会計』中央経済社。]
- Littleton, A.C. (1933) *Accounting Evolution to 1900*, American Institute Publishing Co., Inc. [片野一郎訳 (1952) 『リトルトン会計発達史』同文館。]
- and Zimmerman, V.K. (1962) *Accounting Theory: Continuity and Change*, Prentice-hall, Inc.
- Messner, M. (2009) "The limits of accountability", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, No. 8, pp. 918-938.
- Paton, W.A. and Littleton, A.C. (1940) *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association. [中島省吾訳 (1953) 『会社会計基準序説』森山書店。]
- Roberts, J. (1991) "The possibilities of accountability", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 16, No. 4, pp.355-368.
- (1996) "From discipline to dialogue: individualizing and socializing forms of accountability", in Munro, R. & Mouritsen, J. (Eds.), *Accountability: Power, Ethos & the Technologies of Managing*, International Thompson, pp. 40-61.
- (2009) "No one is perfect: The limits of transparency and an ethic for 'intelligent' accountability", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 34, No. 8, pp. 957-970.
- Shearer, T. (2002) "Ethics and accountability: From the for-itself to the for-the-other", *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 27, No. 6, pp. 541-573.
- Woolf, A.H. (1912) *A Short History of Accountants and Accountancy*, Gee & Co. Ltd. [片岡義雄, 片岡泰彦訳 (1977) 『ウルフ会計史』法政大学出版局。]
- 上野成利 (2006) 『暴力』岩波書店。
- 確永悟史 (1995) 「アカウンタビリティ研究 1 —アカウンタビリティの本質—」『亜細亜大学経営論集』第30巻3号, 55-76頁。
- 木村和三郎 (1955) 『會計學研究—アメリカ企業會計原則の研究—[増補版]』有斐閣。
- 國部克彦 (1999) 『社会と環境の会計学』中央経済社。
- (2014) 「社会環境会計と公共性—新しい会計学のディシプリン—」『国民経済雑誌』第210巻1号, 1-23頁。
- (2015) 「複数評価原理の会計学と公共性—価値多様化と管理会計の役割—」『会計』187巻2号, 169-180頁。

- (2017) 『アカウントビリティから経営倫理へ—経済を超えるために』 有斐閣。
- 中澤優介 (2012) 「追求ではなく構築するものとしてのアカウントビリティ —インテリジェント・アカウントビリティに見る会計の役割—」『社会関連会計研究』 第24号, 69-82頁。
- (2016) 「会計をめぐるアカウントビリティの構築と脱構築 —暴力批判の観点から—」『商学研究』 第57巻第1号, 27-46頁。
- 堀口真司 (2013) 「『環境会計』と公共性論の展開 —ステイクホルダー・エンゲージメントを事例として」 國部克彦編著『社会環境情報ディスクロージャーの展開』 所収, 中央経済社, 197-219頁。
- 増子和起 (2018) 『応答責任の履行としてのアカウントビリティ』 神戸大学博士論文。
- 和辻哲郎 (2007) 『人間の学としての倫理学』 岩波書店。